

ギブアップ制度実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の業務規程第3条第4項の規定に基づき、ギブアップに関し必要な事項について規定する。

(ギブアップの要件)

第2条 業務規程第19条第2項のギブアップ制度実施細則に定める要件とは、次の者をいう。

- (1) 取引参加者（業務規程第101条に定める取引参加者をいう。以下同じ。）（自己の計算に係る取引に限る。）
- (2) 業務規程第92条各号に規定する者
- (3) 投資信託等の要件に関する要領第2条に掲げる者
- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合及び外国においてこれに相当する者
- (5) 年金積立金管理運用独立行政法人
- (6) 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社、同条第5項に規定する外国信託業者及び同条第6項に規定する外国信託会社
- (7) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第58条に規定する外国証券会社
- (8) その他本所が特に必要と認めた者

(ギブアップの申請等)

第3条 ギブアップを行おうとする取引参加者が、業務規程第19条第2項に規定する本所の承認を受けようとする場合には、本所が別に定める様式により、ギブアップの申請を行わなければならない。

- 2 前項に規定する本所の承認を受けた取引参加者は、業務規程第19条第2項若しくは受託契約準則第51条に規定するギブアップ契約の解除若しくは契約内容に変更があった場合、又は前条に規定する要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を書面をもって本所に届け出なければならない。

(ギブアップの申出時限)

第4条 業務規程第20条第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、ギブアップ申出の対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後3時30分までとする。

(テイクアップの申出時限)

第5条 業務規程第21条第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、テイクアップ申出の対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後3時45分までとする。

(ギブアップの取消しの申出時限)

第6条 付替元取引参加者(業務規程第19条第1項に定める付替元取引参加者をいう。)又は付替先取引参加者(同項に定める付替先取引参加者をいう。)は業務規程第22条に定めるギブアップ申出等の取消しの申出を、当該ギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後4時までに行わなければならない。

(変更又は廃止)

第7条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のギブアップ制度実施細則(以下「旧細則」という。)は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(令和3年8月27日)

この細則は、令和3年8月27日から施行する。